

令和4年7月 守口市教育委員会定例会の概要

○日時：令和4年7月25日

開会：午前10時00分～午前11時14分

○出席者

教育長 太田 知 啓

教育委員

教育長職務代理者 江 端 源 治

委 員 杉 岡 佐 緒 理

委 員 田 中 満 公 子

委 員 古 川 知 子

事務局

学校施設整備監 長田 幸一 教育監 森田 大輔

教育総務課長 酒田 宗利 学校教育課長 棹本 達也

保健給食課長 後藤 勝義 教育センター長 佐々木 幸子

ほか担当職員

○教育長 おはようございます。

定例会を開会する前に、4月から学校施設整備監に就任した長田理事を御紹介させていただきます。長田理事、よろしくお願いいたします。

○事務局 学校施設整備監の長田でございます。よりよい学校を作るべくこれから頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 それでは、改めまして、ただいまから教育委員会7月定例会を開会いたします。

それでは、日程第1、「会期について」、お諮りいたします。

本日の定例会の会議時間は、午前10時から正午までの2時間といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、会議時間は正午までの2時間といたします。

それでは、次に、日程第2、「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は「古川委員」を御指名申し上げますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第3、「前回会議録の承認について」お諮りいたします。

既に委員の皆様には、5月24日に開催されました教育委員会5月定例会会議録(案)及び5月31日開催の教育委員会5月臨時会会議録(案)を配付しております。

原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、教育委員会5月定例会会議録(案)及び教育委員会5月臨時会会議録(案)については承認することといたします。

それではここで、守口市教育委員会会議規則第19条に基づき、私から会議の運営についてお諮りいたします。

以降の審議の順序の変更と審議の方法についてでございます。日程第5、議案第21号「令和4年度実施 公立小・中・義務教育学校 校長・教頭・指導主事等選考の一次選考推薦者について」は、人事案件でございますので、すべての議題が終了した後で関係者のみで秘密会にて審議することといたしたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、異議なしと認めまして、議案第21号につきましては、全ての議題が終了した後で秘密会にて審議することといたします。

それでは次に、日程第4、議案第20号「守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局　それでは、議案第20号「守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案」につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書2ページから3ページを御参照いただきますようお願いいたします。

本市におきましては、大阪府の「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」、及び「府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」に基づき、「守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」を定め、守口市立学校に勤務する府費負担教職員の勤務時間の管理等について適正に対応してきたところ です。

このたび、令和4年4月1日にさらなる働き方改革の推進を図るため、大阪府において、「府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」が改正され、より柔軟な勤務時間の管理が可能となったこと及び府条例が改正され、不妊治療休暇に代わり出生サポート休暇が新たに創設されたことから、本市においても所要の改正を行うため、新旧対照表のとおり、「守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」の一部を改正しようとするものです。

改正内容といたしましては、2点ございます。

1点目は、第3条関係でございます。職員の勤務時間の割振りについては、これまで、宿泊を伴う学校行事の引率業務を行う職員に対して行っておりましたことに加え、府の条例である「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」第11条に示すいわゆる超勤4項目の区分に当たる業務について、公務運営上必要な場合に限って、勤務時間の割振りを可能とする適用範囲の拡大を行うこととしております。

2点目は、第5条関係でございます。無給の「不妊治療休暇」が廃止され、有給の「出生サポート休暇」が新たに導入されることを受け、不妊治療休暇に係る規定を

削除するとともに、引用条項の規定整備を行うこととしております。

なお、改正後の「守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」は、公布の日から施行いたします。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

何か御質問、御意見はございますでしょうか。

それでは特に御質問、御意見はないようですので、採決いたしたいと思っております。

議案第20号につきましては原案どおりに決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第20号につきましては、原案どおり決定いたしました。

それでは次に、日程第6、議案第22号「令和5年度使用小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 議案第22号「令和5年度使用小学校教科用図書の採択について」を説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書5ページから6ページを御参照願います。

令和5年度守口市立小学校及び義務教育学校前期課程で使用する教科用図書につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条並びに同法施行令第15条第1項の規定により、政令で定める期間である4年間は、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとなっております。

本市立小学校及び義務教育学校前期課程で使用している教科用図書は、令和元年度に「守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則」に基づき採択し、令和2年

度より使用しているものであり、令和5年度で4年目となります。

したがいまして、令和5年度守口市立小学校及び義務教育学校前期課程で使用する教科用図書については、6ページのとおり提案させていただくものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

何か御質問、御意見はございますでしょうか。

○委員 現在、現場の先生方とかまた保護者の方から、何か引き続き教科書を使うに当たっての御意見などはありましたでしょうか。

○事務局 教育センターは、教科書センターの役割も同時に担っておりまして、毎年、教科書の展示会、閲覧会を行っております。

今年度も、既に1か月程度の期間、こちらのライブラリーのスペース等を利用いたしまして、現在使用している教科書を自由に閲覧していただいて、御意見をいただくような機会を設けました。意見というほどではございませんでしたけども、使用図書に関して、感想等のようなものは書いてらっしゃる方はいました。

○教育長 よろしいでしょうか。

○委員 はい、ありがとうございます。

○教育長 ほかに御質問や御意見はございますでしょうか。

それでは、他に御質問、御意見がないようですので、採決いたしたいと思います。

議案第22号につきましては原案どおりに決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 はい、ありがとうございます。

異議なしと認め、議案第22号につきましては、原案どおり決定します。

それでは、次に、日程第7、議案第23号「令和5年度使用中学校教科用図書の採

採択について」を議題とします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 議案第23号「令和5年度使用中学校教科用図書の採択について」を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書7ページから8ページを御参照願います。

令和5年度守口市立中学校及び義務教育学校後期課程で使用する教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条並びに同法施行令第15条第1項の規定により、政令で定める期間である4年間は、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとなっております。

本市立中学校及び義務教育学校後期課程で使用している教科用図書は、令和2年度に「守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則」に基づき採択し、令和3年度より使用しているものであり、令和5年度で3年目となります。

したがいまして、令和5年度守口市立中学校及び義務教育学校後期課程で使用する教科用図書については、8ページのとおり提案させていただくものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、御審議の上、決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

何か御質問や御意見はございますでしょうか。

それでは、特に御質問や御意見がないようですので、採決いたしたいと思います。

議案第23号につきましては原案どおりに決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第23号につきましては、原案どおり決定いたしました。

それでは次に、日程第8、議案第24号「令和5年度支援学級在籍児童生徒使用予

定の教科用図書の採択について」を議題とします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 議案第24号「令和5年度 支援学級在籍児童生徒使用予定の教科用図書の採択について」を御説明申し上げます。

議案書9ページから12ページを御参照願います。

学校が令和5年度支援学級に在籍予定の児童生徒につきまして、障がいの状況と保護者の要望を聴取し勘案した結果、参考資料に示しております9名の児童生徒について文部科学省著作教科用図書並びに一般図書の使用について要望がありました。教育委員会としましても当該児童生徒に対する教育目標を達成する上で、文部科学省著作教科用図書並びに一般図書を使用することがより適切であると考えておりますことから、学校教育法第34条並びに学校教育法の附則第9条に基づき、参考資料に示しております種目における文部科学省著作教科用図書ならびに一般図書を提案させていただくものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

何か御質問や御意見はございますでしょうか。

支援学級で使用する文部科学省著作教科書あるいは文部科学省作成教科書は、教育センターで展示しているのでしょうか。

あるいは、点字の教科書はそういった閲覧ではなく就学支援のためにお見せしたりとかされているのでしょうか。その辺り、実態を教えていただけたらと思います。

○事務局 該当する文部科学省著作教科書であるいわゆる「星本」に関しましては、教育センターで閲覧ができるよう、置かせていただいております。

ただ、点字の教科書については非常に特殊性の高いものでございますので、入学が必要なお子さんに対して、就学時に随時見ていただけるような形を提案しております。

す。

以上です。

○教育長　ほかに何か御質問や御意見はございますでしょうか。

それでは、特に御質問、御意見がないようですので、採決いたしたいと思います。

議案第24号につきましては原案どおりに決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長　異議なしと認め、議案第42号につきましては原案どおり、決定いたしました。

それでは次に、日程第9、議案第25号「令和4年度全国学力・学習状況調査及びすくすくウォッチ（小学生すくすくテスト）の結果の取扱いについて」を議題とします。

それでは、議案説明をお願いします。

○事務局　議案第25号「令和4年度全国学力・学習状況調査及びすくすくウォッチ（小学生すくすくテスト）の結果の取扱いについて」を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書13ページから15ページを御参照願います。

今年度の全国学力・学習状況調査及びすくすくウォッチにつきましては、全校参加により実施いたしました。全国学力・学習状況調査の結果は、26日に各校へ示されます。すくすくウォッチの結果につきましては、7月15日に本市及び各校へ示されました。すくすくウォッチの児童の個票につきましては、7月20日までの1学期の間に学級担任等から一人一人にそれぞれの頑張った点やこれからの目標を立てるためのアドバイスなどを添えて返却されております。

それではまず、結果の取扱いについての基本的な考え方を御覧ください。「児童生徒の学力向上を図るため、これまでも調査結果を活用し学力や学習状況を把握するとともに検証・改善を図りながら授業改善の推進、自学自習力の育成に向けた取組みを進めているところであるが、今後の時代に必要とされる資質・能力を育むためには、

誰一人取り残さず、すべての児童生徒の確かな学びを保障する9年間を見通した組織的な取組みをより着実に進め、児童生徒の学力・学習状況の一層の改善を図るべきものである。

そのため各学校における調査結果の分析においては、平均正答率や目標値を設定した項目の結果に加え、児童生徒個々の状況を把握・分析するなどの数値に基づく分析を充実させ、課題及び目標を明確にした上で、学校・家庭・地域がそれらを共有し、学校での学習活動に加え、家庭での学習習慣並びに生活習慣の改善に向けた啓発など、学校・家庭・地域が連携して具体的な取組みを進める必要がある。」

この考え方にに基づき、市教育委員会といたしましては、前回及び本日の定例会にて御意見を賜りました内容を踏まえまして、公表資料を作成しその内容を9月定例会にて御決定いただいた後、本市立学校全体の調査結果の概要を広報誌やホームページを通じて公表したいと考えております。また、各学校の調査結果の公表内容及び方法等につきましては、次のとおり教育委員会から各校へ指示したいと考えております。

まず公表時期につきましては、各校で分析を行う期間を確保し10月中にと考えております。

次に公表内容につきましては、「①調査目的」、「②調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であること」、「③教科に関する調査の平均正答率」「④質問紙調査において成果や課題が見られる回答状況」、「⑤分析結果」、「⑥分析結果を踏まえた今後の改善方策」となっております。

最後に、公表方法につきましては、各校の学校だより等の文書の配布を考えております。全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについての案は以上でございます。

引き続きまして、昨年度より実施されております、すくすくウォッチについての結果の取扱いにつきましても、基本的には全国・学力学習状況調査の結果の取扱いと同様に考えており、取り扱う内容につきましては提供される調査結果に合わせた内容に

してまいります。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、「令和4年度全国学力・学習状況調査及びすくすくウォッチ（小学生すくすくテスト）の結果の取扱いについて」の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

何か御質問や御意見はございますでしょうか。

○委員 これから結果を公表する案を作られるということですので、できればお願いしたいことですが、ぜひせっかくやっているのでも親しみを持てるように、そして分かりやすいように、できれば長く書くのではなく、短い文章で示していただいて、それを読めば、児童生徒が自分はどうしようとか家庭ではここが使えるとかですね、そういうヒントに繋がるようなものを作っていただけたらありがたいと思います。

以上です。

○事務局 短い文章や分かりやすいというところに関しましては、前回いただいた御意見も踏まえまして、できるだけ子どもたちや保護者が何をしたらいいかというところが分かりやすいように工夫してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 ほんとに工夫のしどころで、短くするほど何のことか分からなくなりがちですので、具体的にこういうことをすればいいんだということが分かりやすく子どもたちに実感を伴って伝わるよう工夫していきたいと思っております。

○委員 先ほどの説明で、子どもたち一人一人に頑張った点とかこれからの学びについてのアドバイスを担任の先生が渡されるというのは、これは担任の先生が個別に各児童生徒の様子をコメントとして、お伝えになるというようなそういうやり取りでしょうか。

○事務局 個票には、それぞれの問題の結果に関しまして、それぞれの子どもたち

の頑張ったところや課題、これからどのようなことをやっていったらいいかなどが、具体的に文章やグラフが掲載されており、これを子どもと学校で共有します。

教職員が事前に個票をしっかりと見ておりますので、児童生徒には、見るポイントなどを伝えながら返却する形で今回対応させていただきました。

○教育長 子どもたちに配付される個票は、国が作成したものということですね。それを教職員が見て、渡すときかあるいは今後子どもたちにアドバイスをしていくというようなことですね。

ほかに御質問や御意見はいかがでしょうか。

こちらのほうも、間もなく調査結果が国から発表されますので、本市でもしっかりと分析をして、子どもたちにも返すこともそうですし、せっかくこれだけ子どもたちも一生懸命頑張ってくれたものなので、1回にとどまらず、普段の授業だったりいろんな機会を捉えて、子どもたちの学習改善に繋がられるように積極的に活用していきたいと思っております。

それでは、特に、他に御質問、御意見がないようですので採決いたしたいと思えます。議案第25号につきましては原案どおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第25号につきましては、原案どおり決定いたしました。

それでは次に、日程第10、議案第26号「外国人児童生徒等の教育に関する方針(案)について」を議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 議案第26号「外国人児童生徒等の教育に関する方針(案)について」を説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書16ページから21ページを御参照ください。

初めに、2月に協議事項として御意見をいただいた以降の経過を説明させていただきます。

協議事項に提出させていただいた方針案を校長会、諸団体へ提示し、その後、教育委員の皆様、諸団体より御意見をいただいた内容を事務局内で協議いたしました。

諸団体とは、意見書を通じたやり取りを3度行い、その中で教育委員会の考え方を示しつつ、御意見を踏まえた上で作成した方針案を、今回、議案として提出いたします。

それでは、改訂する経緯について、御説明申し上げます。

現在の「在日外国人教育に関する指導の方針」は、平成5年に制定され、平成15年の改訂から、20年近くが経とうとしています。

策定当時、在日外国人教育の中心は、在日韓国・朝鮮人問題であり、日本人児童生徒が正しい歴史認識をもち、在日韓国・朝鮮人児童生徒が本名を名乗り、民族的自覚と誇りをもって生きていける環境づくりを課題の中心としていました。

一方、本市立学校に在籍する在日外国人児童生徒の国籍が、アジア圏を中心として多様化している状況を受け、これまでに培ってきた指導を生かし、多文化共生の視点をもって、より広い国々に対応した取組みへと発展させているところであります。

こうした状況の変化と現在に対応した教育方針を確立し、共生社会の実現を目指した実践を推進するために、このたび「在日外国人教育に関する指導の方針」を改訂することといたしました。表題につきましても「外国人児童生徒等の教育に関する方針」と改め、副題をつけ対象者を明確化しました。

それでは内容について説明いたします。

前文では本市の教育は、日本国憲法及び教育基本法を基本的な考え方としつつ、「守口市人権行政基本方針」をすべての行政分野における人権施策の基本とし、「魅力ある定住のまち守口」の実現に向けて市民と行政が一体となって総合的に推進していくことを示しております。

国際化の進展に伴い、本市においても外国人の増加が見込まれる中、今なお、在日韓国・朝鮮人など在住外国人に対する嫌がらせやインターネットでの書込み等の差別事象が生起している現実を示しつつ、今後、様々な人権問題を解消するためには、私たち一人一人が常に問題意識を持ち、差別をしない、差別を許さない実践力や、互いを理解し尊重する態度を身に付けることが不可欠であることを示しております。

また、外国人の子どもが就学しやすい環境整備を一層進める必要があることを示した上で、学校教育においては、児童生徒が自らの国の歴史や伝統・文化に誇りを持ち、諸外国の異なる文化や習慣等に理解を深め、互いに違いを認め合い、共に生きていくことができる資質・能力を育成するため、あらゆる教育活動を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを基盤とし、多文化共生教育を推進する重要性について示しております。

また、学習や生活に不安を抱える日本語指導を必要とする外国人児童生徒等が、より円滑に学校生活に適応し、他の児童生徒と協働しながら、必要な資質・能力を身に付け、自らの進路を決定できるよう、個に応じた指導や環境整備などを充実させ、国籍に関係なく、全ての児童生徒が教育を受ける機会を保障していく必要性についても示しております。

最後に本市の学校教育においてこれまで取り組んできた内容を示しつつ、これまでに培ってきた指導や支援方法等を継続・発展させ、教職員一人一人が、人権尊重の精神に徹し、次に示す10の事項に留意しつつ、個に応じたきめ細やかな指導や支援を組織的に行い、外国人児童生徒等の教育の充実に向けて取り組むことの重要性を示しております。

記書きについて説明させていただきます。

1項では、現方針にも示されているように「人権教育の推進」について、人権に関する意識、態度、実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標、狙いに基づく各教科等の指導が有機的・相乗的に効果を上げることができるよう留意しつつ、学校

の教育活動の全体を通じて行うことを示しております。

2項では、現方針にて、在日韓国・朝鮮人生徒を主とした内容で示していたことを、児童生徒が、互いの歴史、伝統、文化等を尊重し、多様な文化や人々の生活、習慣、価値観等の違いを認め合い、創造的な関係を構築する態度や能力を身につけることができる、多文化共生教育を推進することについて示しております。

3項では、外国人児童生徒や外国にルーツのある児童生徒のアイデンティティ確立のためには、母語や母文化の習得が重要であることから、通訳の活用や外国人児童生徒交流会等の活動を通じて、母語や母文化を学習できる環境づくりについて示しております。なお、外国人児童生徒が本名を使用することは、アイデンティティ確立に関わることから、「本人、保護者の意志を尊重しつつ、本名を使用することができるよう取り組みを進めます。」と示しております。

4項では、来日直後の外国人児童生徒等が、言語はもちろん文化・習慣の違いから生活のあらゆる場面で困難に直面するため、日本の学校生活や社会生活について必要な知識や、日本語を使って行動する力を身に付けさせることで、学校生活や社会生活へ適応できるよう支援することについて、本方針より新たに示しております。

5項では、日本語指導が必要な外国人児童生徒等について、個々に適した日本語指導を行うこと、学習に必要な言語能力の育成について、新たに示しております。

6項では、現方針においても、「進路指導の充実を図る」と示しておりますが、本方針では、外国人児童生徒等が自己肯定感を高め、将来のキャリアや職業、生活などに夢や希望を持って学習を続けられるよう、進路指導・キャリア教育の充実について示しております。

7項は、外国人児童生徒は就学義務がないため、不就学という問題が生じやすくなることから、関係機関等と連携し、就学状況や本人、保護者の思いを把握し、就学促進に取り組むことについて、新たに示しております。

8項では、外国人児童生徒等にとっては日本の学校に適応し、「居場所」が確保されることが重要です。自分を受け入れ、安心させてくれる人のいる居場所を確保するとともに、校内外の多様な相談窓口について、周知に努めることを新たに示しております。

9項の「教職員研修」については、現方針にもありますが、内容を改訂し、「多文化共生や外国人児童生徒等の背景理解、日本語の理解や表現を支援する方法など、基本的な知識をもって指導に当たれるよう、教職員研修の充実に努めます。」と示しております。

10項の「保護者、地域への啓発」についても9項同様、現方針より内容を改訂し、「外国人児童生徒等の教育を推進するにあたっては、保護者、地域の理解・協力が得られるよう啓発に努めます。」と示しております。

以上、誠に簡単な説明ですが、御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○教育長 はい、説明が終わりました。

何か御質問、御意見はございますでしょうか。

○委員 少し広がった範囲での質問になってしまうんですけども、守口市にはさつき学園に夜間学級がありますね。今回の対象となる義務教育の学齢期である方と、それから夜間学級では義務教育が未修了の学齢期を過ぎた方が対象になるかと思いますが、ただ、ほんとに多くの外国にルーツを持つ方が学ばれておりまして、そちらはどのような法的根拠で対応されているのかもこの機会に教えていただけたらと思います。いかがでしょうか。

○事務局 御質問ありがとうございます。

法的根拠については後ほど確認させていただきたいのですが、夜間学級の生徒についても、中学校の教育課程の2部授業という形で時間を変えて、各教科等の学びを進めておられる状況でございます。

ただ、委員御指摘のとおり、昼間の中学生とは家庭環境であったりとか、これまでの生活の実態が大きく違うところもございますので、実情としましては各担任が中心となって、個々の生徒の学力、また、場合によっては生活状況の支援なども含めながら個別に毎日支援や授業を進めているところです。

今後についても、中学校課程の義務教育段階の普通教育に相当する教員の役割を夜間学級においても、各生徒の状況に丁寧に対応しながら果たせるよう教育課程を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員　今回の方針は、夜間中学校は対象ではないということでしょうか。

○事務局　今回の方針についても夜間学級の生徒もちろん対象としておりますので、この方針に示す内容も同様にきちんと反映できるように丁寧に取り組みを進めて参りたいと考えております。

以上です。

○教育長　補足しますと、当然この基本方針は前段でも条約ですとか憲法、教育基本法、あと夜間学級の関係でいうと義務教育機会確保などを踏まえて作った方針でもありますし、今回の改訂に際して特に、従来は在日韓国・朝鮮人を中心にとということでしたが、今回はあらゆる渡日の方も含めた外国人という形で裾野を広げました。その際、実際には私たちも夜間学級に在籍している外国籍の方が日本語や日本の文化を学んでいる姿も想定しながら、この方針を作っております。もちろん夜間学級には在日韓国・朝鮮人の方もいらっしゃいますが、渡日されて日本の文化や言語、学校の文化にまだ慣れてない生徒が多くおりますので、これからそういった取組みもより充実していかなければならないと思っております。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、他に御質問や御意見がないようですので、採決いたしたいと思えます。

議案第26号につきましては原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第26号につきましては原案どおり決定しました。

それでは次に、日程第11、報告第8号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動について」を議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第8号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動について」を御説明申し上げます。

議案書につきましては、22ページから23ページまでを御覧いただきますようお願いいたします。

本来、教育委員会の事務局職員の任命につきましては、教育長に対する事務委任規則第2条第17号により教育委員会での決定事項ではございますが、発令の日程上、教育長に対する事務委任規則第3条第2項により教育長が臨時に代理で決定し、23ページに示しておりますとおり令和4年7月1日付けで発令をいたしました。

以上、御報告申し上げ、御承認いただくものでございます。よろしく願いいたします。

○教育長 何か御意見、御質問はございますでしょうか。

それでは特に、御意見、御質問がないようですので、採決いたしたいと思います。

報告第8号につきまして原案どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、報告第8号につきましては、原案どおり決定いたしました。

それでは、協議事項に移りたいと思います。

協議事項1「守口市学校規模等適正化基本方針(改訂版)(案)について」の説明をお願いします。

○事務局 それでは、協議事項1「守口市学校規模等適正化基本方針(改訂版)

(案)について」を御説明させていただきます。

まずは、進捗状況から御報告させていただきます。

現在、「守口市学校規模等適正化基本方針（改訂版）（案）」につきましては、7月1日から31日までの間パブリックコメントを実施しておりますが、7月21日木曜日時点での各回収ボックスへの意見書の投函やメールでの御意見送付はない状況でございます。今後は、御意見があればそれを踏まえた内容の整理を行った上で、8月教育委員会定例会で策定についての御審議をいただきたいと考えております。

本日はその改訂版策定後の、具体的には教室不足が見込まれる守口小学校の校舎整備及び八雲中学校校区における義務教育学校の設置に向けた方針について御協議いただければと思っております。

まずは、守口小学校の施設整備についてでございます。

議案書は25ページからの「守口小学校施設整備方針（案）」を御参照いただきたいと存じます。

ここからは、便宜上資料のページ番号に基づき御説明させていただきます。

それではまず、1ページ目、「1 施設整備方針の目的」についてですが、ここでは守口小学校の沿革のほか当施設整備方針をまとめた背景として大規模集合住宅の建設等により在籍児童が増加傾向にあり、これに対応するため、隣接校であるさつき学園との選択区域の拡大を行うなどの対策に取り組んだものの、将来的に教室数不足が見込まれることを示しております。現存する建物については、老朽化が進んでいることから根本的な対策が必要であるとともに、既存校舎の配置について動線改良が必要なこと、さらには新しい時代の学びの出現や社会に開かれた学校づくりを目指し、より良い学習環境整備を行うこととしています。

2ページ目、「2 保有教室等について」ですが、令和4年度の学級編成の状況や現有施設における対応学級数について、現在は18学級の普通学級ですが、少人数教室等を転用することで普通学級は25学級まで対応が可能であることなどを示してい

ます。

「3 児童・学級数の推移について」では、児童、学級数の最大値での推計によると令和8年度に先ほど示した25学級の対応可能な学級数を超えること、さらに令和10年度には学校規模が過大規模となることを示しています。

3 ページに移ります。

「4 施設状況について」では、令和元年度に実施した耐力度調査の結果、劣化状況調査の結果として、平成18年度に建築した教室棟を除き、築年数は40年を超え、内部の仕上げや電気、機械設備の劣化が進んでいること、さらに体育館棟は耐力度点数が国の基準を下回り、改修の時期であることを示しています。

4 ページでは守口小学校の現状の配置図を示しています。現状の校舎配置はこれまでの児童数の増加に対応するため、校舎が広がって配置され、施設整備に当たっては、学習環境面から動線の改良が必要なことや、運動場の形状と広さを確保する必要があることから、効果的で効率的な施設整備が必要であることを示しています。

5 ページの「5 施設整備について」では、施設整備の方策として学級数の増加に対応可能な規模の校舎を建設するとともに、全体の配置計画として、学習環境に支障が出る場合には、既存校舎の解体も必要であると示しています。さらに守口市新しい学校・園づくり審議会からの答申で示された、新しい時代の学びと社会に開かれた学校の実現に向けた学習環境整備に向けて、学校の教育目標や目指す子ども像などをしっかりと反映し、学校づくりを進めていく必要があることから、設計者選定はプロポーザル方式で行うこととします。

最後に6 ページの「6 施設整備のスケジュール」として、最大値で見ると令和8年度に現状の対応が可能な学級数を超えることを踏まえ、令和5年度には設計が完了し、令和6年度から令和7年度にかけて2か年度で工事を行い、令和8年度に供用を開始するというスケジュールを示しています。

つきましては、今後令和4年度中に設計者選定をしていくことが必要であること

から、基本方針改定後には最短で9月市議会定例会に設計者選定にかかる予算を計上していければと考えています。守口小学校の施設整備方針については以上となります。

続きまして、八雲中学校校区再編に関してでございます。

次のページからの参考資料を御参照賜りたいと存じます。八雲中学校につきましては、八雲小学校と下島小学校が統合し、十分な校地を確保した上で八雲中学校との義務教育学校の設置を基本方針としておりますが、条件の整備を行い方針について御協議をいただければと思っております。

まず、1では令和4年5月1日時点の校区内各校の令和10年度までの児童、生徒、学級数推計を示しております。

2では、この推計に基づき小学校の統合を行った場合と義務教育学校とした場合の推計を示しています。

3では、出生時と入学時の比較について過去5過年度の出生時と入学時の比較を八雲小学校、下島小学校ごとに示したものとなっています。八雲小学校では、出生時の人口と入学時の児童数に大差はございませんが、下島小学校では入学児童数が大きく減少している傾向が出ており、これを踏まえすと義務教育学校にした場合も今後18学級から27学級の範囲内の標準規模となることが見込まれます。

次のページに移ります。

次のページの4では、各学校の用地面積と中学校校区においての各校からの最大通学距離及び図で位置関係を示しております。八雲小学校は一番面積が小さく、下島小学校は面積が最も広いですが、最大通学距離は長くなります。八雲中学校は面積が下島小学校より小さいですが、最大通学距離は一番短くなります。

資料に関しては以上となりますが、今後の施設整備の方針として事務局としましては、通学距離は一定長くなりますものの十分通学可能な距離であることから、学習環境面の向上に向けた義務教育学校の設置に当たっては十分な校地を確保するため、現状一番面積の広い下島小学校敷地においての設置が好ましいと思っております、また下

島小学校の隣にある下島公園を学校用地として取り込んだ上で、施設整備を行ってまいりたいと考えております。

八雲中学校校区の再編につきましては、改訂版策定後、速やかに各校の保護者、地域へ説明を行い、一定の御理解を得た上で年内の統合実施計画の教育委員会での策定をしていく予定でございます。

説明は以上でございます。御協議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

何か御意見や御質問はございますでしょうか。

では私から。守口小学校整備方針の5ページで「新しい学校づくりの共通コンセプト」を5つほど掲げてあるんですが、最初の「夢と志を育む学校づくり」について、理念としては非常にいいことだと思うのですが、ほかの4つと比べるとかなり抽象的で、具体的にどんなことが目指されているのか想像しにくく、何のことか分からない人が多分多いと思いますので、表現を工夫していただけたらと思います。意見ですが、ご検討いただけたらと思います。

それでは特に、御意見や御質問がございませんので、次に移りたいと思います。

それでは次に、報告事項1「守口市立小学校等給食費（物価高騰分含む）臨时无償化事業補助金交付要綱について」の説明をお願いします。

○事務局 それでは、「守口市立小学校等給食費（物価高騰分含む）臨时无償化事業補助金交付要綱について」を御報告申し上げます。

恐れ入りますが、議案書35ページから38ページを御覧いただきますようお願いいたします。

本要綱につきましては、新型コロナウイルス感染症禍における昨今、急激な給食食材費の高騰により、今後、給食費改定が不可避となる中で、保護者の負担軽減を図るため、全員喫食による給食を実施している守口市立小学校及び義務教育学校前期課程に在籍する児童に係る学校の学校給食費の管理を行う守口市学校給食協会に対し、現

行の学校給食費及び給食食材費高騰対応分相当額を補助する守口市立小学校等給食費（物価高騰分含む）臨时无償化事業補助金に関し必要な事項を定めるため本要綱を制定したものでございます。

主な内容としましては、第1条では趣旨について定めております。第2条では補助対象者について、対象者が守口市学校給食協会であることを定めております。第3条では補助対象経費及び補助金の額について、第4条では補助金の交付申請について、第5条では補助金の交付決定について定めております。第6条では、交付決定前において既に実施済み、または実施中の事業については、令和4年7月1日以降の事業に限り、遡及して補助対象とすることができることを定めております。第7条では補助金の概算払の請求について、第8条では補助金の概算払について定めております。第9条では変更交付申請について、第10条では実績報告について、第11条では補助金の額の確定について定めております。第12条では補助金の請求について、第13条では補助金の交付について定めております。第14条では補助金の返還について、第15条では交付決定の取消しについて、第16条では交付決定の取消しによる補助金の返還についてを定めております。第17条では実地調査等について、第18条では帳簿等の整備及び管理について、第19条ではこの要綱に定めるもののほか当該補助金の支給に関し必要な事項は、当該補助金主管部長が別に定めることを定めております。

以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。

何か御質問、御意見はございますでしょうか。

それでは次に、報告事項2「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」の説明をお願いします。

○事務局 失礼いたします。「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用」につきまして、御報告申し上げます。

恐れ入りますが、議案書39ページ及び参考資料を御覧ください。

これまで、守口市における支援教育につきましては、大阪府の「ともに学び、ともに育つ」というインクルーシブ教育システムの理念の構築を目指し、支援学級及び通級指導教室の設置を進めてまいりました。

このたび、令和4年4月7日に文部科学省より「特別支援教育及び通級による指導の適切な運用について」が通知され、令和3年度の文部科学省の調査から改善が必要とされる実態が散見されたことから、改めてこれまでの通知等の趣旨を踏まえ、「1 学びの場の判断について」、「2 交流及び共同学習の時間について」、「3 自立活動の時間について」、「4 通級による指導の充実について」の4点に沿って適切に対応することが明示されました。

5月25日に大阪府より、文科省からの通知を踏まえ、これまでの「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進に向け、文部科学省から示された4点に沿って支援学級在籍児童生徒一人一人の障がいの状況を踏まえ、支援教育の改善に向けた検討が必要であると説明がありました。

守口市としましても、5月28日に管理職及び支援学級担任に向けての説明会を実施し、本通知の内容と府の方針について説明したのち、今後の市の方針として39ページの資料のとおり、次年度の学級設置に向けて4点について確認するとともに、学校訪問を通して支援学級の指導の現状を確認したのち、改めて市の方針に沿って一人一人の在籍している児童生徒の障がいの状況と特別な教育課程の実態を学校が丁寧に把握し、令和5年度に向けて自立活動も含めた特別な教育課程や学びの場を再検討するよう指導いたしました。

今後、学校から提出された令和5年度支援学級一時設置計画及び資料を基に、4つの観点に沿って、個々の教育課程が適切か、また支援学級の設置が必要か、8月中に全校ヒアリングを実施し、障がいのある子どもたち一人一人のニーズに応える教育を提供できるよう指導に努めてまいります。

以上、御報告申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。

何か質問や御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、予定しておりました報告事項は以上ですが、何か事務局から報告や連絡等はございますでしょうか。

○事務局 教育センターより御報告させていただきます。

指導者用タブレット端末等購入契約につきましては、5月31日の教育委員会臨時会にて、御意見をいただいた後、市議会6月定例会で議決をいただき、相手方、株式会社ウチダシステムズ大阪支社と契約を締結したことを御報告いたします。

端末の納入場所は、市立学校21校及び教育センターで、納入期限は、令和4年11月30日としております。今後も、授業での学習用タブレット端末等の活用を通して、授業改善に努めてまいります。

もう1点、例年今日的な教育的テーマを設けて実施しております夏季教職員研修を今年度も実施しております。本日25日月曜日から8月2日火曜日にかけて全8講座開催し、事前の申し込みによる参加者が延べ300人程度となっております。しっかりと研修に努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

教育センターからは以上です。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○事務局 保健給食課から御報告させていただきます。

学校給食に関してでございます。5月17日付、本市小学校におきまして、給食にホチキス針が混入していたことに起因し、当時、米を納入していた納入業者に対して改善内容等を含め、消費者に対しての説明責任を果たすよう5月23日付で申入れを行ってまいりました。

5月31日に文書により申し入れた検査結果の報告を受けたものでございますが、鳥類由来の人の健康に影響する病原菌等による危険性の有無についての報告等につい

ての記載がなかったため、翌月6月2日付で新たな検査の実施と第三者評価について申入れを行ってまいりました。

7月13日付で、当該事業所より精米所の7月14日の事業再開と7月21日に米の販売を開始する旨の報告、食品衛生を所管している枚方市保健所の立入り検査結果に基づく改善報告と合わせて、本市が申入れを行っておりました鳥類由来の病原菌等の検査について、食品衛生法に基づく登録検査機関である一般社団法人日本食品分析センターによる分析試験成績表書の提出がございました。検査内容としましては、大腸菌、大腸菌群、サルモネラ、セレウス菌、カンピロバクター・ジェジュニノゴリについて、分析試験を実施し、それぞれの項目について陰性との結果報告がございました。これを受け、7月20日付で、分析試験結果を掲載するとともに、今後の学校給食における衛生管理の徹底、今後の対応方針を含めた保護者説明会を8月下旬を目途に実施することをお伝えした文書を各学校より送付させていただいております。

また同様の内容につきまして、「市立小中学校の給食における対応について」の第5報として、市ホームページへの掲載を行っていることを併せて御報告させていただきます。

以上でございます。

○教育長 何か御質問、御意見はございますでしょうか。

○事務局 配布させていただいた資料の内容につきまして、臨時休業を実施した学校をリスト化したものと、濃厚接触者、陽性者教員を濃厚接触・陽性という形でグラフ化させていただいております。数字は掲載していませんが、一定このような形で伸びてきていることが分かるようお示ししております。

それでは令和4年6月定例会で御報告させていただいた以降の新型コロナウイルス感染症による臨時休業を実施した6校について御報告させていただきます。

表につきましては、4月以降に実施した臨時休業を全て掲載しており、上から6校分が今回の御報告内容となっております。内容でございますが、佐太小学校、錦小学

校、錦中学校、金田小学校、守口小学校、八雲小学校において、9つの学級閉鎖を実施いたしております。B A. 5への置き換わりに伴い、児童生徒にも感染が拡大しております。それぞれ疫学調査を行い、濃厚接触者の可能性がないことを確認し、各学級を再開しております。

また、グラフにつきまして、5月以降の感染者数を棒グラフ上で示しております。直近で言いましたら、7月20日が非常に増えてきていると思います。21日以降は入力はまだできておりませんので、保護者から学校に、学校から教育委員会に届いたデータを掲載させていただいております。B A. 5の関係で非常に児童生徒、教職員の感染者数が増えていることが分かるかと思えます。

以上でございます。

○教育長 現在の感染状況について、御報告いただきましたが、夏季休業中の感染対策について各学校を通じて、どんなことを児童生徒に指導しているか簡単に御報告いただけますか。

○事務局 夏季休業中は、部活動などで学校に集まる機会というのはそれほど多くはないんですが、来る際にはしっかりと感染症対策ができるように、これまでどおりの感染症対策として、原則マスクの着用や、密を避けるようソーシャルディスタンスを取ること、ただし熱中症対策もしっかりと行う必要がありますことから、状況に応じてマスクを外すよう声かけをしつつ、行っております。

また、やはり部活動におきましては、しっかりと体調管理をしていただくことはもちろんですが、事前事後の手洗い等でしっかりと一人一人が感染症対策を心がけるよというのを学校から子どもたちへ指導しているところでございます。

以上です。

○教育長 国からの通知も踏まえて、特に部活動もそうですが、家庭における感染症対策などや、それから夏季休業中の感染等についての報告などをお願いしているところですね。あわせて今年度の夏季休業の期間を教えてくださいませんか。

○水野学校教育課主幹　　夏季休業期間が7月21日から8月25日ですので、始業式は8月26日金曜日となります。

○教育長　　ありがとうございます。夏季休業中もしっかりと感染症対策に取り組んでまいりたいと思います。

ほかに報告や連絡等がございますでしょうか。

それでは、本日は議案第21号を残しておりますので、これより関係者のみで秘密会を行うことといたします。関係者以外は退出していただいて結構です。

それでは、暫時休憩といたします。

○教育長　　休憩を閉じ、委員会を再開いたします。それでは議案第21号「令和4年度実施　公立小・中・義務教育学校　校長・教頭・指導主事等選考の一次選考推薦者について」を議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

(秘密会)

○教育長　　異議なしと認め、議案第21号につきましては、原案どおり承認いたしました。それでは、本日の定例会を閉会します。